

市立幼稚園の教育環境の在り方について（案）

1. 幼児にとって望ましい教育環境

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。文部科学省では、「幼稚園は、同年代の幼児との集団生活を営む場であり、幼児は集団生活を通して、多数の同年代の幼児と関わり、気持ちを伝えあい、ときには協力して活動に取り組むなどの多様な体験をする。そのような体験をする過程で、幼児は他の幼児と支え合って生活する楽しさを味わいながら、主体性や社会的態度を身につけていく。」と示しております。

学校教育法の規定に基づく幼稚園設置基準では、「学級の幼児数は35人以下を原則とする。」と示されておりますが、下限人数の明記はありません。

平成23年に文部科学省が、社団法人全国幼児教育研究協会へ委託し行った、幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究では、「幼児の集団形成や協同性の育ちを培うためには、学級の人数が11人から15人程度で集団での関わりを重視し始める」との調査結果があります。

少人数学級の場合、指導が行き届くことが期待される一方、人と関わる経験が限られることや、子ども同士で折り合いをつけることが難しくなること等が予測されます。これにより小学校に上がった時のギャップが大きくなる等の課題があり、幼児教育の成果をあげ、小学校への円滑なつながりを持たせていくためには、幼児の多様な関わりの中、グループ同士が刺激し合うことにより成長できる環境が求められます。

2. 適正規模～1学級の最低人数について～

市立幼稚園3園の意見では、「4歳児の後半になると2人組から3人組へと遊びのグループが変化し、4歳児の特性から3人組になるとトラブルが多くなり自己コントロールの必要性が出てきます。このような様々な葛藤を得て、次第に3人から4人へと遊びのグループが増えていき、5人いれば、2人グループ、3人グループの体験が可能になります。」との意見がありました。

1グループ5人の小集団では一人ひとりが自己の存在感を確認することができ、2グループになると、グループが相互に刺激し合い、時には合同で協力することが可能となりますが、少人数学級ではその達成が難しくなります。

こうしたことから、幼児教育が成り立つ園児数の基準は、4歳児・5歳児ともに5人以上、縦割り保育の場合には全体で10名以上と考えます。

3. 障がいのある子どもが十分に幼児教育を受けられるための合理的配慮

障がいのある子どもが、他の子どもと平等に幼児教育を受ける権利を享有・行使することを確保するための教育環境整備を検討していきます。